

# 札幌エルム共育学院 介護福祉士実務者研修通信課程 学則

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

札幌エルム共育学院（以下、「本校」という。）は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、高齢化社会への一助として広く地域社会に貢献することを目的とする。

(名称)

### 第2条

研修の名称は、札幌エルム共育学院介護福祉士実務者研修通信課程（以下、「本講座」という。）と称する。

事業者名称 榆創研株式会社

事業所住所 北海道札幌市中央区南1条西4丁目13番地日之出ビル8階

(位置)

### 第3条

本校は、北海道札幌市中央区南1条西4丁目13番地日之出ビルに置く。

## 第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

(修業年限)

### 第4条

本講座の修業期間は6ヵ月とし2年を超えて在籍はできないこととする。

ただし「介護職員初任者研修、訪問介護養成研修2級」保持者は、4か月以上、「訪問介護員養成研修1級、介護職員基礎研修」保持者は、1か月以上とする。

(入所定員及び学級数)

### 第5条

本講座の定員及び学級数は、1学級15名とし、学級数は3とする。

(入所時期)

### 第6条

入所時期は、1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月の各講座の開講日とする。

## 第7条

天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と当法人が判断した場合に研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、振替受講の別日を設定し、受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

## 第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

### 第8条

本校の教育は、通信制により行う。

2、本講座の教育課程及び授業時間(実時間)数は、別表1・別表2のとおりとする。

※「訪問介護員研修3級課程修了者」「生活援助従事者研修」は、無資格者と同様のカリキュラムを受講するものとする。

(履修方法)

### 第9条

授業(e-ラーニング含む)は、教材及び学習の手引きを配布し、質疑応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

2、面接授業は、本校にて行う。

(印刷教材による授業)

### 第10条

1、受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められた方法によりレポート(e-ラーニング含む)で提出し添削指導及び評価を受けなければならない。

2、e-ラーニングの場合は研修の定められた期日までに修了しなければならない。

3、受講生(e-ラーニング含む)は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

### 第11条

面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2、面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。

### 第12条

(面接授業の開催時期等)

面接授業の開催時期等については、別に定める。

(科目の修了認定)

### 第13条

介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修（1級・2級）、介護職員基礎研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに都道府県知事の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているもの（厚生労働省地方厚生（支）局に届け出て受理されたものに限る。）を修了している場合には、科目単位で本校で履修し修得したものとみなす（次項において、「修了認定」という。）ことがある。

2、前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修2級、訪問介護員養成研修1級、介護職員基礎研修を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添1のとおり取扱うものとし、その教育課程及び授業時間（実時間）は別表2のとおりとする。

## 第4章 教職員組織

(教職員組織)

### 第14条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 養成施設長
- 二 教務主任
- 三 専任教員
- 四 兼任講師
- 五 事務職員

(教員会議)

### 第15条

本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2、教員会議は、養成施設長が召集し、その議長になる。
- 3、教員会議は、次の事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 受講生の募集に関する事項

- 三 受講生の修了に関する事項
- 四 研修生の除籍に関する事項
- 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
- 六 教員の選考に関する事項
- 七 その他必要と認める事項

## 第5章 受講資格、受講許可及び退学、復学等

(受講資格及び受講許可)

### 第16条

本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。受講希望者が定員数を上回る場合は、受講申込書の先着順とする。

2、養成施設長は、前項の受講資格を満たす者に受講を許可する。

(入所手続)

### 第17条

入所手続は、本校が定める受講申込書、誓約書、本人であることを証明できる書類（免許書の写しなど）及び介護に関する研修（訪問介護員1級、2級、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程に限る）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学)

### 第18条

やむを得ない事情等で、学習継続が不能になった場合は、書面（退学願）によりこれを届け出なければならない。

(休学)

### 第19条

やむを得ない事情により、受講を一時中断する場合は、書面（休学願）によりこれを届け出なければならない。その際の在籍期間は最長2年とする。

(復学)

### 第20条

やむを得ない事情により、受講を一時中断し、規定期間内に復学の申し出があった場合、書面（復学願）を提出し当施設の許可を得るものとする。

## 第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

### 第21条

養成施設長は、第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、e-ラーニングの評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

<通信授業>

・各科目の添削課題で修得度をA=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=69点以下の4段階で評価し、C以上の評価を合格とし履修とする。

本校が指定するe-ラーニングを使用する場合は、成績評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。

- ・69点以下の場合は添削コメントを参考に、課題の再提出、再評価を行う。
- ・合格に満たない場合は、合格に達するまで提出することができる。
- ・各科目全てを履修したものを修了とする。

<面接授業(スクーリング)>

- ・すべての面接授業に出席した者について以下の評価を行う。
- ・介護過程Ⅲの修了試験(実技試験)を実施し、修得度を100点満点中、A=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=69点以下の4段階で評価し、C以上の評価を合格とする。また、医療的ケア演習においては、規定回数以上の演習を修了しなければならない。
- ・(喀痰吸引)口腔内・鼻腔内吸引・気管カニューレ内部それぞれのシミュレーター演習を5回以上、最終3回の実施時に不成功が1回もないことで合格とする。
- ・(経管栄養)胃ろう又は腸ろう・経鼻、それぞれのシミュレーター演習を5回以上、最終3回の実施時に不成功が1回もないことで合格とする。
- ・(救急蘇生法演習)1回以上行う。
- ・以上通信授業、面接授業の全ての基準を満たす者を課程修了として認定する。

(修了)

### 第22条

学則第4条に規定する修業年限を終了し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、養成施設長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

### 第23条

前条の規定により修了が認定された者に対し、養成施設長は、修了証明書を授与する。

## 第7章 賞罰

(懲戒)

### 第24条

受講生が学則に違反する等受講生としての本分に違反する行為があった時は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- (1) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 面接授業において、遅刻・早退・欠席が著しい者
- (3) 本校の秩序や受講環境を著しく乱した者、または乱す恐れのある者
- (4) 法令違反等、公序良俗に反し、社会通念上、受講生として相応しくない者
- (5) その他、本講座の受講生として不適切と本校が認めた者

## 第8章 受講料および受講料の返還

(受講料)

### 第25条

1. 受講料は以下のとおりとする。

受講者の所有資格	受講料	
	eラーニング	郵送
介護職員初任者研修	¥90,000	¥100,000
訪問介護員養成研修1級	¥40,000	¥55,000
訪問介護員養成研修2級	¥90,000	¥100,000
介護職員基礎研修	¥40,000	¥50,000
訪問介護員養成研修3級・生活援助従事者研修・無資格	¥110,000	¥120,000

※税別、テキスト代別

#### 2. 受講料の納入方法

①指定の期日までに所定の口座に振り込むこととする。

②指定の期日までに本校事務窓口へ直接納入する。

※尚、分割の要望がある場合は、それぞれ指定の金額を期日までに、所定の口座に振り込むか、本校事務窓口へ直接納入することとし遅滞がないようにする。

#### 3. 補講・補講料金

研修の一部を欠席した者は、事前の申し出をし、個別の補講を受けることとする。

補講料金は、1時間につき3,000円(税込)とする。

ただし、補講を受ける事が出来なかった場合は、同課程の次期クラスで代替を受講することとする。代替受講は事前の申し出をし、代替受講は無料とする。

(受講料の返還)

## 第26条

受講前については自然災害などの不可抗力、本校の都合により中止した場合に限り受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、一切返還しない。

※キャンセル

- ・指定の期日までに受講料の納入がない場合、自動的にキャンセル扱いとする。
- ・受講料納入後、開講日まで1週間以上前の本校事務窓口営業時間内にキャンセルする場合、受講料とテキスト代を返還する。
- ・受講料納入後、開講日まで1週間以内にキャンセルする場合は、受講料を返還する。テキスト代は返還しない。
- ・開講日当日以降のキャンセルは、いかなる理由があろうと受講料は返還しない。

※テキスト代金は、下記の通りとする。

受講者の所有資格	金額(税込み)
介護職員初任者研修	13,870円
訪問介護員養成研修1級	4,400円
訪問介護員養成研修2級	13,200円
介護職員基礎研修	2,200円
訪問介護員養成研修3級・生活援助従事者研修・無資格	14,080円

## 第9章 補則

(個人情報の取り扱い)

### 第27条

本校がお預かりした、受講生の個人情報については、厳重に管理し、使用にあたっては適切な取り扱いをする。

- ・本校などで知り得た個人情報については、守秘義務があり、他の者には一切漏らさない。

### 附則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第8条第2項、第10条第1項及び第11条第1項関係)

## 札幌エルム共育学院 介護福祉士実務者研修通信課程 教育課程

科目名	必修選択	印刷教材による 授業時間数	レポート 提出回 数	面接授業時間数	面接授業の演習回数
人間の尊厳と自立	必修	5	1		
社会の理解Ⅰ	必修	5	1		
社会の理解Ⅱ	必修	30	1		
介護の基本Ⅰ	必修	10	1		
介護の基本Ⅱ	必修	20	1		
コミュニケーション技術	必修	20	1		
生活支援技術Ⅰ	必修	20	1		
生活支援技術Ⅱ	必修	30	1		
介護過程Ⅰ	必修	20	1		
介護過程Ⅱ	必修	25	1		
介護過程Ⅲ(スクーリング)	必修			46	
こころとからだのしくみⅠ	必修	20	1		
こころとからだのしくみⅡ	必修	60	1		
発達と老化の理解Ⅰ	必修	10	1		
発達と老化の理解Ⅱ	必修	20	1		
認知症の理解Ⅰ	必修	10	1		
認知症の理解Ⅱ	必修	20	1		
障害の理解Ⅰ	必修	10	1		
障害の理解Ⅱ	必修	20	1		
医療的ケア(※)	必修	50	1	16	
合計		405		62	
※医療的ケア50時間とは別に「医療的ケア演習」が必修となる					医療的ケア演習 ・喀痰吸引 口腔 5回以上 鼻腔 5回以上 気管カニューレ内部 5回以上 ・経管栄養 胃ろう又は腸ろう 5回以上 経鼻経管栄養 5回以上 ※最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと ・救急蘇生法演習 1回以上

※受講生の保有資格により、免除科目の設定をする。

## 札幌エルム共育学院 介護福祉士実務者研修通信課程 教育課程

科目名	実務者研修 時間数	無資格者	訪問介護 員養成研 修2級 (321h)	介護職員 初任者研 修(321h)	訪問介護 職養成研 修1級 (95h)	介護職員基 礎研修(50 h)
人間の尊厳と自立	5	○				
社会の理解Ⅰ	5	○				
社会の理解Ⅱ	30	○	○	○		
介護の基本Ⅰ	10	○				
介護の基本Ⅱ	20	○		○		
コミュニケーション技術	20	○	○	○		
生活支援技術Ⅰ	20	○				
生活支援技術Ⅱ	30	○				
介護過程Ⅰ	20	○				
介護過程Ⅱ	25	○	○	○		
介護過程Ⅲ(スクーリング)	46	○	○	○	○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○				
こころとからだのしくみⅡ	60	○	○	○		
発達と老化の理解Ⅰ	10	○	○	○		
発達と老化の理解Ⅱ	20	○	○	○		
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			
認知症の理解Ⅱ	20	○	○	○		
障害の理解Ⅰ	10	○	○			
障害の理解Ⅱ	20	○	○	○		
医療的ケア(※)	50	○	○	○	○	○
※医療的ケア50時間とは別に「医療的ケア演習」が必修となる			・救急蘇生法演習 1回以上 医療的ケア演習 ・喀痰吸引 口腔 5回以上 鼻腔 5回以上 気管カニューレ内部 5回以上 ・経管栄養 胃ろう又は腸ろう 5回以 経鼻経管栄養 5回以上  ※最終3回のケアの実施において 不成功が1回もないこと			

※受講生の保有資格により、免除科目の設定をする。

※生活援助従事者研修・訪問介護員養成研修3級は、無資格者と同様のカリキュラムを受講するものとする。

※○のついている科目を受講する